

理由中「平成二十四年度」を「最近」に、「の状況」を「が著しく不均衡な状況にあること」に、「同年度の適切な財政運営に資する」を「平成二十四年度の一般会計の歳出の財源に充てる」に改め、「定める」の下に「とともに、平成二十四年度及び平成二十五年度において、基礎年金の国庫負担の追加に伴いこれらの年度において見込まれる費用の財源を確保するため、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第 号）の施行により増加する消費税の収入により償還される公債の発行に関する措置を定める」を加える。